

報告第12号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第7号

専 決 処 分 書

工事請負変更契約の締結について、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年6月26日

幕別町長 飯田 晴義

工事請負変更契約の締結について

幕別町は、次により工事請負変更契約を締結するものとする。

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 変更契約の目的 | 相川20号橋改修工事 |
| 2 | 変更契約の金額 | 変更前の金額 170,665,000円
変更後の金額 168,608,000円
減 少 額 2,057,000円
減 少 率 100分の1.205 |
| 3 | 変更契約の相手方 | 中川郡幕別町旭町91番地
藤原工業株式会社
代表取締役 藤原 治 |